

2024年8月28日

UNSCEAR

原子放射線の影響に関する国連科学委員会
の歴史的背景に関する意見書

奈良大学文学部教授

高橋博子 

目次

はじめに	1
1 原爆投下と米原子力委員会	5
(1) UNSCEAR の設立背景	
(2) 原爆投下に対する米国の2つの顔	
(3) 米原子力委員会と ABCC	
2 ピキニ水爆実験と UNSCEAR 設立	15
(1) ピキニ水爆被災と放射性物質の影響と利用に関する日米会議	
(2) UNSCEAR の発足	
3 UNSCEAR における「科学的立場」	19
(1) UNSCEAR 米側代表	
(2) 軽視された広島・長崎のフォールアウト（放射性降下物）	
(3) 国際機関における被ばく研究の一元化	
4 日本政府の立場	30
(1) ピキニ水爆実験と日本政府の行動	
(2) 放射線医学総合研究所と UNSCEAR	
結語	40

*本稿では広島・長崎の原爆によるものを「被爆」、核実験、原発事故、原発労働などによるものを「被ばく」と表記する。

*太字は筆者によるものである

はじめに

小泉純一郎元首相、細川護熙元首相、菅直人元首相、鳩山由紀夫元首相、村山富市元首相の総理大臣経験者 5 人は 2022 年 1 月、欧州連合（EU）の欧州委員会委員長に対し、地球温暖化対策に役立つエネルギー源として原子力発電を位置づけることに反対する書簡を送付した。

欧州委員会委員長

ウルズラ・フォン・デア・ライエン様

脱原発・脱炭素は可能です

—EU タクソノミーから原発の除外を—

欧州委員会が、気候変動対策などへの投資を促進するための「EU タクソノミー」に原発も含めようとしていると知り、福島第一原発事故を経験した日本の首相経験者である私たちは大きな衝撃を受けています。

福島第一原発の事故は、米国のスリーマイル島、旧ソ連のチェルノブイリに続き、原発が「安全」ではありえないということを示し、膨大な犠牲の上に証明しました。そして、私たちはこの 10 年間、福島での未曾有の悲劇と汚染を目の当たりにしてきました。何十万人という人々が故郷を追われ、広大な農地と牧場が汚染されました。貯蔵不可能な量の汚染水は今も増え続け、多くの子供たちが甲状腺がんに苦しみ、莫大な国富が消え去りました。この過ちをヨーロッパの皆さんに繰り返して欲しくありません。（以下略）

日本政府はこの書簡に対して、声明全体ではなく、「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」とする記述に過剰に反応し、「誤った情報だ」と抗議した。原発事故の健康影響を所管する環境省の山口庄大臣は「福島県が実施している甲状腺検査により見つかった甲状腺がんについては、福島県の「県民健康調査」検討委員会や「原子放射線の影響に関する国連科学委員会

（UNSCEAR）」などの専門家会議により、現時点では放射線の影響とは考えにくいという趣旨の評価がなされています」とコメントを発表した。また福島

県の内堀知事は「科学的知見に基づき、客観的な発信をお願いする」との文書を元首相らに送付した。

UNSCEAR (Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)は2013年以降、東京電力福島第一原発事故後、福島原発事故に関する報告書を相次いで公表してきた。とりわけ『UNSCEAR2020/2021 報告書』は、福島原発事故の放射線被ばく影響を説明する際の“科学的知見”として、政府はこれに大きく依拠している。では、政府が、「科学的見解」として依拠している「UNSCEAR」とは、どのような組織なのであろうか。

UNSCEARの公式サイトでは、その設立について次のように説明している。

60年以上前、すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として（原文：purportedly with the intention to deflect a proposal calling for an immediate end to all nuclear explosions）、電離放射線のレベルと影響に関する情報を収集・評価する委員会の設立が国連総会に提案された。その後1955年12月3日、国連総会は決議913（X）を全会一致で承認し、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が設立された。

当初の委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコスロバキア、エジプト、フランス、インド、日本、メキシコ、スウェーデン、英国、米国の国連加盟15カ国の上級科学者で構成されていた¹。

¹“HISTORICAL MILESTONES, 1955: The UNSCEAR established, Official Site of United Nations”

Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation (UNSCEAR),

<https://www.unscear.org/unscear/en/about-us/historical-milestones.html> , (Accessed August 28,

2024)

UNSCEAR ホームページにある原文では、次のように表記されている。

Over sixty years ago, purportedly with the intention to deflect a proposal calling for an immediate end to all nuclear explosions, it was proposed to the General Assembly of the United Nations that it establish a Committee to collect and evaluate information on the levels and effects of ionizing radiation. Subsequently on 3 December 1955 the General Assembly

UNSCEARが発足する前年の1954年3月1日は、アメリカが国連信託統治領マーシャル諸島ビキニ環礁にて水爆実験を実施し、その結果日本の漁船第五福竜丸が被災した。1954年3月16日付の『読売新聞』で第五福竜丸の被災が報道されると、放射性降下物の危険性に対する認識が世界的に広がり、日本においても原水爆禁止運動が広がり、3000万人以上の署名が集まった。また1955年7月9日には核実験・戦争に反対する「ラッセル・アインシュタイン」宣言が出された。核実験による放射性降下物の危険性への認識が世界的に共有され、核実験に対する反対の声が世界的に共有された年、それが1955年である。そうした中で、「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」、UNSCEARが発足したのである。

本意見書では、筆者が米国公文書館などから入手した機密扱いだった公文書や、米原子力委員会の科学者メリル・アイゼンバッドの回顧録(Merril Eisenbud, *An Environmental Odyssey: People, Pollution, and Politics in the Life of a Practical Scientist* (University of Washington Press, 1990)、米原子力委員会関連文書などをもとに、UNSCEARの歴史的な設立経緯やその背景を検討し、UNSCEARがどのような性質を帯びているかを明らかにしたい。

1 原爆投下と米国原子力委員会

(1) UNSCEARの設立背景

政府は福島原発事故後、首相官邸のウェブサイト上に原発事故関連情報の特設ページを設け、「原子力災害専門家グループ」の解説記事を掲載している

unanimously approved resolution 913(X), which established the United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation (UNSCEAR).

The original committee was composed of senior scientists from 15 designated UN Member States, namely Argentina, Australia, Belgium, Brazil, Canada, Czechoslovakia, Egypt, France, India, Japan, Mexico, Sweden, the UK, the USA and the USSR.

²。2012年9月5日に掲載された記事「科学者の国際的使命～UNSCEARの功績と日本の貢献」では、UNSCEARについて次のように説明している³。

少々長くて覚えて頂きにくい名前ですが、UNSCEAR（アンスケアー）とは「United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation=原子放射線の影響に関する国連科学委員会」の頭文字をとったもので、国連の中でも最も歴史のある委員会のひとつです。

東西冷戦下で、大気圏核実験が頻繁に行われていた1950年代。環境中に放射性物質が大量に放出され、放射性降下物による環境や健康への影響について懸念が増大する中、1955年の国連総会で、アンスケアーの設立は全会一致で決議されたのです。

以来、核兵器《非》保有国の委員が持ち回りで議長を務めながら、放射線の発生源と影響に関する国際的な調査研究成果を包括的に取りまとめ、国際社会に提供してきました。設立当初、日本を含め15カ国だった加盟国は、その後21カ国に増え、さらに今年からは27カ国になっています。（抜粋）

解説記事を書いたのは、UNSCEARの元議長で、放射線防護委員会（ICRP）主委員会委員なども歴任してきた放射線医学総合研究所（以下、「放医研」という）の佐々木康人前理事長とUNSCEAR国内対応委員会委員長を務めた放射線影響研究所（以下、「放影研」という）の児玉和紀主席研究員の二人である。ここに記載されているように、UNSCEARは、米ソの大気圏核実験が頻繁に行われていた冷戦期初期の1955年に設立された。

設立前年の1954年、アメリカ国防総省はアメリカ原子力委員会と合同で、ビキニ環礁とエニウェトク環礁の二つの環礁で計6回の水爆実験「キャッスル作戦」を行なった。中でも3月1日に行なわれた「ブラボー実験」は広島原爆の約1千倍の威力がある核弾頭を使用した大規模な核実験で、日本の第

²<https://www.kantei.go.jp/saigai/senmonka.html>（2024年8月28日閲覧）

³科学者の国際的使命～UNSCEARの功績と日本の貢献

https://www.kantei.go.jp/saigai/senmonka_g28.html（2024年8月28日閲覧）

五福竜丸をはじめ、当時太平洋を航海中であったマグロ漁船、マーシャル諸島の人々、そして米兵がこれにより被災した。第五福竜丸では乗組員は23人が被ばくし、無線長の久保山愛吉さんが、放射能障害により半年後に死亡した。40歳の若さだった。

築地市場で、放射能に汚染された「原爆マグロ」が大量に廃棄されると、国内では、食品への影響に対する不安が急速に高まった。核廃絶署名が広がり、広島では第1回原水爆禁止大会が開催された。反核のうねりは国外にも波及し、世界中で、放射性降下物による環境や健康に対する影響を懸念する声が高まった。

UNSCEARはこうした事情のもと、国際社会の不安を払拭させ、また核実験への反対の声を封じ込めることを目的として、翌年の1955年に設立された。背後には、核実験を実施し被災者を生み出した責任機関・米原子力委員会の存在がある。米ソ冷戦における核開発史と密接に関係したUNSCEARの成り立ちを具体的に見てみたい。

(2) 原爆投下に対する米国の2つの顔

米国の核開発は、マンハッタン計画に始まる。マンハッタン計画は、第二次世界大戦中、ナチス・ドイツなどの原子爆弾開発に対抗して、米国中の科学者や技術者を総動員して、秘密裏に原子爆弾の開発製造を推し進めた大規模な国家プロジェクトである。原子爆弾の製造は成功し、1945年7月16日世界で初めて原爆実験を実施。同年8月6日、日本の広島に、8月9日に長崎に原子爆弾を投下し、両都市の犠牲者は数十万人に及んだ。

マンハッタン計画による原子爆弾の開発及び使用は、戦後の核兵器開発競争を招き、冷戦構造を激化させるきっかけともなったが、米国は、広島と長崎の原爆投下について、異なる2つの顔を持っていた。一つは、世界の批判を浴びないよう原爆の全貌を徹底的に隠し、被ばくの影響など大したことはないとする顔。もう一つの顔は、広島・長崎の被爆者のデータを徹底的に囲い込み、分析して、原爆の威力を推計し、核戦略に活用しようという顔である。

前者では、徹底した情報のコントロールを行なった。米国は、原爆を投下した翌月9月、広島・長崎で起きた惨状を世界に知られないよう、連合国最高

司令官総司令部（GHQ）のもとに民間情報教育局（Civil Information and Education Section＝CIE）を設置した。9月19日にプレスコード(SCAPIN 33)を発令し、新聞やラジオを検閲し、原爆に関する報道は一切発禁とした。また、核兵器が非人道的な兵器として、国際人道法上の禁止対象とならないよう、爆風や熱射といった初期放射線の威力は認める一方、残留放射能や内部被ばく、遺伝的影響といった長期にわたる晩発的な健康影響は一切、生じていないと主張した。

一方、後者では、徹底したデータ収集が行われ、秘密裏に研究が重ねられた。原爆投下の翌月9月、米国陸軍・海軍の軍医団は、日本の陸軍医務局と東京帝国大学医学部都築正男教授らの協力を得て、米陸軍のアシュレー・オーターソン、米海軍のシールズ・ウォーレンら米軍による合同調査団を編成し、約1年間の被爆調査を行なった。データの収集には日本の医学者、研究者が1000人規模で参加したが、収集した資料の解析には日本の研究者の参加は認めなかった。集めた調査資料は全て米国に送られ、首都ワシントンのアメリカ陸軍病理学研究所（Armed Forces Institute of Pathology）に軍事機密資料として保管された。標本やデータは米国が独占し、原子爆弾の威力の推計や核開発計画に活用されたのである。

たとえば、広島原爆はちょうど子どもたちが校庭に出ていた時間に重なるため、中学生の死亡が多かった。そこで、爆心地からの学校の距離に応じて、死亡した子どもの人数を数え上げて原爆の威力を評価し、ソ連へ核攻撃する際、どこの都市にどの程度の原子爆弾を投下すると、どの程度の殺傷能力があるのかを分析するという研究などもなされていた。

(3) 米国原子力委員会と ABCC

戦後、マンハッタン計画を引き継いで核開発を進めたのは、米原子力委員会（U. S. Atomic Energy Commission：AEC）である。第二次世界大戦終了に伴って、核を管轄する機関が軍隊から文民機関へと移管されたためである⁴。

⁴Guide to Federal Record: Records of the Atomic Energy Commission [AEC]
<https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/326.html> (Accessed August 28, 2024)

1946年8月1日の原子力法の成立によって米原子力委員会が設立すると、翌1947年1月1日、核開発を担ってきた陸軍省管轄のマンハッタン工兵管区の権限は原子力委員会に引き継がれ、開発関連施設は全て原子力委員会の管轄下となった。同時に、米原子力委員会は、マンハッタン工兵管区で実施されていた放射線の人体への影響に関する研究も引き継いだ。生物医学部（U. S. Atomic Energy Commission, Biological Medical Division）を設置し、ここで放射線の人体への影響に関する研究を行われることになった。またその一方で国防総省管轄の生物・化学・放射線兵器研究を扱う機関である米軍特殊兵器計画（AFSWAP：Armed Forces Special Weapon Project）が発足した。

また、この頃日本には「原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Commission: ABCCのちの放射線影響研究所）」が設立された。原爆放射線被爆者を対象とした、放射線の医学的・生物学的晩発影響の長期的調査は、米国科学アカデミーと全米研究評議会(NRC)が行うべきであるとするハリー・トルーマン米大統領令が1946年11月に出されたことを受けて、翌年3月、広島赤十字病院の一角に開設された。ただABCCの目的は、あくまでも被爆者の「調査研究」であったため、検査をして病気を見つけても、原則、治療は行われなかった。この「調査すれども治療せず」というABCCの態度は、今もなお被爆者の批判に晒されており、2017年の設立70周年に際しては、ABCCの後継組織である放影研（放射線影響研究所）の丹羽太貫理事長が被爆者に初めて謝罪した。しかし、それは、残留放射線や内部被ばくによる被災者に対して謝罪しているわけではない。ABCCおよび放影研はその影響を包括的・継続的に研究していないからである。

実はABCCはその初期には残留放射線の研究に着手していた。広島・長崎への原爆投下前に、末にマンハッタン計画の科学者は放射線毒性小委員会を立ち上げ、放射線兵器の開発のための研究をしていた。戦後も米軍調査団として広島・長崎の黒い雨・残留放射線の調査を実施し、1948年から1953年まで米軍特殊兵器計画の下で米原子力委員会と協力し、放射線兵器の開発に取り組んでいた。残留放射線も内部被ばくの影響も把握していたのである。つまり、米軍・米原子力委員会との軍事安全保障目的での調査は実施していたのである。

放射線を計測するために、米軍特殊兵器計画と米原子力委員会は測定研究所(Traserlab)と協力していた。測定者は実験場で測定するのみならず、日本にも派遣された。ABCCの初代所長になったカール・テスマーは1950年3月29日、米科学アカデミーの科学者に向けて次のように報告している。「私が電話で概要を話したように、広島に残留放射線について大まかな調査を行った測定研究所の2人の紳士、メンカー(Menker)氏とレベンソール(Leventhal)氏が訪ねてきました。(中略)しかしながら重要な点は、彼らの集められる、雨樋(あまどい)や泥の堆積、その他気象学的データで示された地域で、広島や長崎中で彼らはサンプルを得てきたことです。後者(気象学的データで示された地域で得られたサンプル)は核分裂物質の場所を特定するための主要な要素となり、原爆の当日と翌日の降雨の範囲についての報告を、相当の均一性を持って決めることができるでしょう。一部が私たちの元に残され、一部は彼らが国に持って帰りました。収集された試料は、いずれも先述のフィルムテストでは陽性でした」。このように1950年に米軍が持ち帰ったデータでも、黒い雨(放射性降下物)の影響が示唆されていた。この調査については筆者も協力したNHKスペシャル『原爆初動調査 隠された真実』(2021年8月9日放送)にも詳しい⁵。

また、ABCC生物統計部長などを務めたローウェル・A・ウッドベリー(L. A. Woodbury)は、それまでに行われてきた残留放射線の調査について、包括的にまとめた報告書を出した。そこでは1950年代初期の調査に関しては次のように述べられている。「1953年12月(ME-81 残留放射線の影響)計画の実施を承認した。原爆には曝されていないが原爆爆発時の10日以内に市内に入った439人のリストが収集された」。ところが「他の仕事からの圧力と調査員の不足により、この計画は実際には実施されなかった」と、同計画がとりやめになったことを述べている。

⁵ NHKスペシャル『原爆初動調査 隠された真実』(2021年8月9日放送)
<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/episode/te/QP8G3PR83P/> (2024年8月28日閲覧)

ウッドベリーは1945年9月下旬から上旬にかけて行われた米軍に夜の残留放射線の調査で、台風や洪水によって洗い流された可能性を指摘し、更なる調査の必要性を訴えている。

彼はまず「マンハッタン管区からのアメリカ人グループが1945年9月の終わりから10月の初めにかけて広島・長崎の残留放射線の調査を行った」こと、その計測の結果、広島は4.17レム長崎は12.2レムで「爆発後有害な程度の残存する放射線は存在しない」と結論づけたことを紹介した。しかし調査が行われた前である1945年9月16日、「夜強い風を伴う激しい雨が降り始めた。これは17日にはひどい台風になった。川は洪水になり地下水は地表に上がってきて、爆心地を含む広範囲の地域が水浸しになった。あらしは17日に去り、ひどい損害と洗い流された市を残して水はひいた。ついでにいうと、原爆が破壊しなかったものを台風が破壊した」と台風のあった当時広島にいた人物の私信から引用している。このことから「9月の初期の雨とそれに続く台風による激しい雨とそれに伴う洪水が放射性降下物のほとんどを洗い流したのであろう」と述べている。

ウッドベリーは要約として、現在入手できる客観的証拠は、原爆投下後の残留放射線は無視でき、従って深刻な被害や放射線症や徴候を引き起こすことはできないことを示している。それにもかかわらず、原爆投下時に少し、あるいは全く放射線を浴びていない何人もの人々が放射線に起因するような徴候と症状を起こしている。1 黒い雨は極端に繊細な個人に放射線による徴候や症状を引き起こすのに十分な放射性物質の堆積を残し、この堆積は9月の雨や台風によってほとんど洗い流された。2 残留放射線は計測されたとおりであり、徴候や症状は衛生状態の悪-12-化の結果として原爆投下後に受けた病気によるものである、と述べ、「この二つの説明のどちらが本当かどうかについては、これまで行われてきたよりも詳細な調査を要する問題なのである」とさらに調査を行わなければ明らかにはならないことを述べている。

同報告書には、原爆投下時に爆心地から約5キロ離れた場所にいた女性の例が紹介されている。彼女は爆風や熱射による火傷は受けてなく怪我もしていなかった。原爆投下の翌日である8月7日から14日にかけて、彼女は父親を市内中探した。放射性降下物の雨にもあたらなかった。彼女は喉頭に傷を負い

髪の3分の1を脱毛し、放射線被ばくに付随して起こる徴候や症状があった、としている。

このような例は原爆症認定集団訴訟の争点にもなっていた残留放射線による被爆者の例と類似している。

例えば2006年8月4日の広島地裁で勝訴判決が下りた原告の一人である大江賀美子さんの場合、裁判資料では具体的な体験が記述されており、救護被爆者の実態が浮き彫りになる。「原爆投下1分後」の実像を検証するためにも重要な体験であり、1950年代初期のABCCの残留放射線調査の結果あがった439人それぞれがどのような体験をしたのかについて考えるためにも、少し長いが引用したい。

原告大江賀美子(原告番号6)ア被爆状況及び被爆直後の状況原告大江賀美子は(昭和4年4月6日生)は昭和20年8月6日の朝、十日市町の中国軽飛行機会社に行く途中で三次高等女学校(以下「三次高女」という)に立ち寄ったときに、原爆投下の閃光を見た。その後、同年8月19日、原告原告大江賀美子は、4年生を中心に編成された20名を超える「広島に救援に行く決死隊」に参加し、教師の引率で広島に入市した。当時原告大江賀美子は、16歳で同高女4年生であった。原告大江賀美子は、芸備線で広島市に向かい、広島駅から徒歩で、20数人の班に分かれて、爆心地近くの猿楽町を通過して、爆心地から約350mの本川国民学校へ向かった。広島市内は、電車は焼け焦げ、電柱は横倒しになり、瓦礫の山で廃墟のようになっていた。遺体は骨となっており、原告大江賀美子らは、その骨を踏みながら歩いて行かざるをえなかった。応急救護所に充てられ、多くの被爆者が収容された本川国民学校では、校舎が焼けて外枠だけが残し、雨露がやっとしのげる状態であったが、建物内には顔にも身体にも白い葉を塗った大勢の被爆者があふれていた。8月19日の夕方から8月25日まで、原告大江賀美子は、同級生らと本川国民学校で、医師等の指示に従って休む間もなく救護活動に従事し、被爆者の焼かれた皮膚のうじ虫を取って赤チンを塗ったり、食事の世話をしたり、亡くなった被爆者の衣服を整えて処理するなどした。夜になると毎日被爆者の遺体が校庭の片隅で焼かれていた。救護活動を行っている間、電気は

なく、原告大江賀美子は被爆者と一緒にむしろの上に寝泊りし、食事は乾パン、電車通りを寺町側に渡ったところの壊れた水道から出ている水を飲んだり、その水で体を拭いたりした。たくさんある防空壕には死体が入っていて使用できなかった。救護活動の終了後は三次の自宅に戻った。彼女はこの体験の前は大病もすることもなく合同体育大会の100m走選手であるほど健康であったが、自宅に戻った直後から、「全身の倦怠感、吐き気、嘔吐、食欲不振、激しい下痢、下血、脱毛が始まった。頭痛と全身の倦怠感が1年余り続き、吐き気、嘔吐、食欲不振、下痢、下血は半年ほど続いた」。その後、乳がん、白血球減少、胃がん、肝機能障害、卵巣がんを患ったが、彼女の病気が原爆に起因するとして交付される「原爆症認定」は受けておらず、集団訴訟に加わった。

わずかな例でも大江賀美子さんのような例を立証するに十分な調査でありながら、こうした調査は続行されなかったのである。その結果、残留放射線の影響については考慮しない、あるいは放射線の影響を極めて過小評価したものが「科学的な」データとして採用され、原爆症認定基準に現在もあてはめられている。

このように、被爆者の尊厳を無視した形で、被爆者のデータを収集し続けたABCCの運営資金も、米国原子力委員会が提供していた。原子力委員会生物医学部は、ABCCの研究予算を正当化するために、ABCCは米国の核兵器開発や民間・軍事防衛計画作成にとって、重要な機関であると説明していた⁶。つまりABCCは、核兵器開発を進める目的のもと、原爆被爆者を対象とした研究していたのである。

3 プロジェクト・サンシャイン

⁶"Atomic Bomb Casualty Commission to Continue Studies of Japanese Atomic Bomb Survivors", June 18, 1950, Record of the Office of Public Information Copies of Speeches of AEC Officials, 1947-1974, Entry 24, Record Group 326, National Archives at College Park, College Park, Maryland.

米原子力委員会は、公式には放射性降下物の危険性はないかの如く説明してきたが、大規模な原水爆実験に並行する形で、放射性降下物の人体への影響、とりわけ内部被ばくの影響について極秘に研究を進めるようになった。

最初に取り組んだ研究は、1949年から開始した「プロジェクト・ガブリエル」である。オークリッジ米国立研究所のニコラス・スミス博士が、核爆発による放射性核種のなかでもっとも危険なものは「ストロンチウム 90」であると結論づけたことから、米原子力委員会は、米空軍から委託を受けたランド研究所(Rand Corporation)と契約し、全世界 100 カ所に、放射性降下物を付着する粘着テープを備えた計測器を設置。ストロンチウムを捕え、放射性降下物による放射線傷害に対する評価や、複数核兵器使用した場合の長期的影響について研究を行なった。

研究成果を報告書としてまとめられたのは 1953 年夏である。米原子力委員会とランド研究所は、この報告書を受けて、計画の見直しを行い、「ストロンチウム 90」による内部被ばくについて、さらに踏み込んだ研究に着手する。極秘計画「プロジェクト・サンシャイン」である。この研究では、「対流圏⁷」における「ストロンチウム 90」の動きや、世界各地への拡散状況を調べるとともに、世界中から人骨を入手して、「ストロンチウム 90」の蓄積状況を調べたり、尿や血液から内部被ばくの状況を分析したりした。

プロジェクトでは、世界中から人骨を集めるために、あらゆる手段が使われた。米原子力委員会生物医学部のロバート・ダドレーが 1953 年 12 月 9 日に、ロチェスター大学のジェームズ・スコット博士へ送った書簡にはこう記されている。

私たちが収集したいサンプルの一つは、死産か 1 歳か 2 歳までの乳児の骨です。米国では死産の胎児の骨を入手しやすいことがわかり、外国からの収集へと拡大しようとしています。日本では ABCC が妥当な打診相手だと思えます。その地域からは、おそらく、6 つか 8 つの骸骨を入手できると思います。

⁷大気圏は地上から 10km を対流圏、地上 8Km～18Km を亜成層圏、地上 10km～50km を成層圏、中間圏、熱圏、外気圏と分けられる。

文面から、同プロジェクトが、死産の胎児や乳児の骨の収集を重視していたことや、ABCCを通じて日本人の骨を入手しようとしていたことがわかる⁸。実際、広島のアBCCは、米原子力委員会ニューヨーク作戦本部のジョン・ハーレイ博士に44人の骨を送り、ニューヨーク作戦本部は、一部を除き、これらの骨のストロンチウム含有量を実際に分析している⁹。

また同じくニューヨーク作戦本部の科学者メリル・アイゼンバッド博士は、1954年3月に来日し、第五福竜丸の調査を行い、乗組員の医学試料をニューヨークに送付している。アイゼンバッドは帰国後、米原子力委員会で被ばく研究を所管する衛生安全研究所の所長に昇進した。

2 ビキニ水爆実験と UNSCEAR 設立

(1) ビキニ水爆被災と放射性物質の影響と利用に関する日米会議

1954年3月1日に、ビキニ環礁で行われた過去最大の水爆実験「ブラボー実験」が実施された。第五福竜丸を含むマグロ漁船の被ばくが明らかになると、厚生省は漁獲マグロの被ばく調査を開始し、一分間に100カウント計測すれば破棄する方針を取った。ところが、同年12月28日に「マグロ検査」の中止が閣議決定される。その中止の背景には、日本学術会議が主催した「放射性物質の利用と影響に関する日米会議」の存在があったことが、2004年、筆者の発掘した機密資料で判明した。

第五福竜丸事件後、国内で不安や反核の声が高まったことは前述した通りである。政府は、これを抑えようと努力したが、当時、科学者たちの間での意見の不一致や不統一が露呈した。このため政府は「原爆被害者対策に関する調査研究連絡会議」を設立し、専門家の見解が一致するよう対策を講じた。さら

⁸“Fallout Data Collection,” DOE Open Net, Accession Number: NV0750699.
<https://www.osti.gov/opennet/servlets/purl/16385048.pdf> (Accessed August 28, 2024)

⁹File: Bone Sample Analysis by AEC-NYOO, Series 3: ABCC Program Components, 1947-1973. Series contains records of ABCC Study Programs. Includes correspondence, memoranda, project outlines, reports, and other materials. Approximately 8 linear feet. Atomic Bomb Casualty Commission, 1945-1982, National Academy of Science, Washington, D. C.

に、日本学術会議において、専門家約 80 人からなる「放射線影響調査特別委員会」（委員長＝都築正男）を新設し、総合的な放射線影響研究の推進を開始した。この委員会の主催によって 1954 年 11 月に開催されたのが「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」であった。

この会議には、米原子力委員会衛生安全研究所の所長になったアイゼンバッド博士を含む米国原子力委員会の代表団と日本の研究者が出席した。その会議の中で、米原子力委員会の科学者たちは「被ばくマグロ」を廃棄する日本の基準が「厳しすぎる」と指摘した。この議論を受けて、同年 3 月から続いていた「被ばくマグロ」の放射線汚染調査は、突如、打ち切られる事態となったのである。同会議は表向き、放射線の測定や許容量、食品汚染や除染といったテーマが話し合われ、「ビキニ水爆被災をめぐる外交問題」とは関係ないかのように装っていたが、実際には「ビキニ水爆被災」に終止符を打つという外交問題と直結した会議であった。

(2) UNSCEAR の発足

米原子力委員会はこのように、ビキニ水爆実験を受けて高まる被ばくへの懸念や反核の声を抑え込むために、被ばく影響がなるべく小さく見えるよう様々な活動を展開した。その一方で「全米科学者連盟 Federation of American Scientists」は 1955 年 3 月、国連の下で科学委員会を設置することを提案していた¹⁰。そのような情勢の中、核軍縮を求める科学者が主導するというよりも、1955 年に米原子力委員会の強い影響力のもとで UNSCEAR が発足した¹¹。

アイゼンバッド回顧録によれば、具体的な設立経緯は以下のとおりである。

¹⁰ 樋口敏広「『知の交渉』と放射線防護体制の多元性：第二次世界大戦後初期における一般公衆の被曝基準の策定過程」、『科学史研究』54 (275), 2015 年、178。(下記から、全文無料公開)
https://www.istage.jst.go.jp/article/jhsi/54/275/54_178/_pdf/-char/ja

その他 UNSCEAR に関連した学術研究としては次の論文が参考になる。Néstor Herran, “Chapter 3 Unscare’ and Conceal: The United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation and the Origin of International Radiation Monitoring,” in Simone Turchetti & Peder Roberts eds. *The Surveillance Imperative: Geosciences during the Cold war and Beyond* (Palgrave Macmillan: New York, 2014) や、Toshihiro Higuchi, “Epistemic friction: radioactive fallout, health risk assessments, and the Eisenhower administration’s nuclear-test ban policy, 1954-1958,” *International Relations of the Asia-Pacific* Volume 18, (2018) 99-124

¹¹ <https://www.unscear.org/unscear/en/about-us/historical-milestones.html>

マンハッタン計画の科学者でニューヨーク作戦本部のかつての職員だったコービン・アラダイス米上下両院原子力委員会事務局長は、1955年の初め、アイゼンバッドに、環境放射線に関する情報を収集し、評価する国連の委員会を設立できないか問い合わせてきた。アイゼンバッドはこの提案に積極的に賛成し、上下両院原子力委員会の議長スターリング・コールと、その親しい友人でもあるルイス・ストロース米原子力委員会委員長に相談し、計画を進めた。そして翌1955年の国連総会で、米国のヘンリー・カボット・ロッジ国連大使が設置を表明し、UNSCEAR発足に至ったという¹²。UNSCEARは、米原子力委員会関係者の強い働きかけによって発足したのである。

その発足を主導した一人は、前述した当時米原子力委員会委員長だったルイス・ストロースである。ストロースは、2024年の米国アカデミー賞を受賞した映画『オッペンハイマー』の中で、水素爆弾開発に反対するオッペンハイマーを、共産党のスパイだとでっち上げ、陥れようとする悪役として描かれている。映画では、ストロースの政治信条についてあまり触れられていないが、マッカーシズムが吹き荒れた当時の米国に置いて、強力な「反共主義者」として知られている。またコールも、同じく反共思想の持ち主であった。

例えば1954年3月16日、『読売新聞』が第五福竜丸事件を報道し、ビキニ水爆被災が明るみに出た時、コールは「日本人が漁業以外の目的で実験区域へ来たことも考えられないことはない」と、あたかも第五福竜丸がスパイ目的で実験区域に来たかのように述べている。またストロースは、実際にCIAに、第五福竜丸乗組員の思想調査を依頼している。この調査依頼を引き受けたCIAのフランク・ウィズナーは調査の結果として「そのような事実はない」と報告したが¹³、両者はマッカーシズム時代を象徴するような人物だった。

¹² Merril Eisenbud, *An Environmental Odyssey: People, Pollution, and Politics in the Life of a Practical Scientist* (University of Washington Press, 1990) 118-123.

¹³ Document No. 1820: Frank Wisner to Lewis Strauss, 29 Apr. 1954 in the *Declassified Documents*, 1998 (Woodbridge, CT: A Research Publication, 1998)

UNSCEAR 発足当時の米国の核開発をめぐる空気を示す書簡がある。米原子力委員会生物医学部長だったチャールズ・ダナムが、ABCCを管轄する米科学アカデミーの D.W.ブロンク博士に宛てた手紙である¹⁴。

米原子力委員会は、研究計画を中断しないことを求める、研究には2つの必要性 (interest) がある。人体への放射線の影響について、可能な限りあらゆる科学的な資料を作る必要性と、長崎や広島から広がる放射線の人体影響についての誤解を招くような不健全な報告を最小限にする必要性である。それは、電離放射線の人体への影響について、入手可能なすべての資料を最も科学的に構築する必要性と、長崎と広島から発信された放射線の人体への影響に関する誤解を招くような、また、科学的根拠のない報告を防止する必要性である。米国は、そのような誤解を招くような報道をしないことを保証する、特に広島の場合はそうだった。このような事態が起これば、世界の科学界もアメリカという国も敗者となる。

合衆国が撤退したら、共産主義者によって好まれるような、何か悪いもので満たされてしまう。とりわけ広島の場合がそうであろう。そうした場合、世界の科学共同体も合衆国も敗者となってしまふ。

このように、米国主導で、広島・長崎の被爆者研究を行うことの理由として、被ばく影響に関する科学的データの困り込みと反米感情を抑え込むことを挙げていた。UNSCEARには、こうした時代背景が色こく投影され、誕生したのである。

¹⁴“Letter to D. W. Bronk, Subject: Status and Future Program of the Atomic Bomb Casualty Commission were discussed at Advisory Committee for Biology and Medicine Meeting, Author: C. L. Dunham” Dec. 20, 1955, DOE Open Net, Accession Number: NV07 12018
<https://www.osti.gov/opennet/detail?osti-id=16109130> (accessed August 24, 2024)

3 UNSCEARにおける「科学的立場」

(1) UNSCEAR 米側代表

UNSCEARが発足すると、米原子力委員会のアイゼンバッドが就任したほか、米ハーバード大学のシールズ・ウォレン教授、アルゴンヌ国立研究所のオースティン・ブルースの3人が、米国代表の委員に就任した。

シールズ・ウォレンは海軍の科学者として、広島・長崎の初期被ばく調査に携わり、その後、米原子力委員会生物医学部長として、ABCCの研究方針について深く関わってきた人物である。シールズ・ウォレンが米原子力委員会生物医学部長だった時代に『原子兵器の効果』が出版されたが、そこではケロイドの症状について次のように説明していた。「ケロイド形成の度合いは、火傷の治癒を厄介にした二次的な感染や、栄養不良によって明らかに影響を受けたが、より重要なことは、人種的特性として日本人にケロイド形成が起こりやすいという周知の事実である。¹⁵⁾」また、シールズ・ウォレンは1955年の米原子力委員会生物医学部諮問委員会の会議にて、ABCC発足前に実施された東京・横浜と広島・長崎のケロイドの比較研究を引き合いに出し、被爆者のケロイドと変わりわないとして、栄養面・衛生面・人種を理由に、原爆による影響を過小評価した¹⁶⁾。

実際に被爆者の治療に携わった日本の病理学者杉原芳雄によると、玉川忠太教授は、逋信病院の勝部玄医師と協力して、早くからケロイドの研究をし、それが原爆放射線に起因することを力説していた。しかしABCCは反論していた。

これに対して広島にあるABCC（原爆傷害調査委員会）は原爆によってケロイドが生じたのではなく、患者が傷口を清浄しなかったことや、医師の治

¹⁵⁾アメリカ合衆国原子力委員会・国防省・ロスアラモス科学研究所『原子兵器の効果』（科学新興社、1951年）396頁（U. S. Department of Defense, U. S. Atomic Energy Commission and Los Alamos Scientific Laboratory, The Effects of Atomic Weapons, USGPO, 1950.の翻訳）

¹⁶⁾Transcript of Meeting of the ACBM held on Saturday, May 7, 1955 "File: 51st ACBM MTG, May 7, 1955, Entry 326 7 3B Box49, Record of Atomic Energy Commission, Record Group 326, National Archives at College Park, College Park, Maryland.

療法が悪かったために一時的に肉芽が盛り上がってケロイド状になったまでだと主張し、その責めを患者と医師に負わせるのでした。

私どもは原爆以前にも、岡山市の空襲で多数の火傷者を治療しました。人手不足や薬品資材の欠乏に加え真夏の暑いときだったので、患者の多くは被爆者と全く同様にひどく化膿し、毎日、蛆虫の除去に閉口した者です。だがそのような不潔な傷口からケロイドは一例も発生しませんでした。

(中略)

私たちがこのような議論をしていた頃、すでに大部分のケロイドは盛り上がった肉が縮小し平滑になっていました。この点も普通の火傷瘢痕(=きずあと)ケロイドと違っています。普通のもは十年から二十年・長いものは一生続くのであって、原爆ケロイドのように一時的なものは比較的少ないのです。

原爆ケロイドのように、一時的に多発し、比較的短時日で終わるといふ特異な疾患が、原爆と無関係だと主張する ABCC の態度は、今にして思えば、原爆の遅発性障害を、世界の人の目から隠そうとした政治的努力の最初の表れだったのです¹⁷。

シールズ・ウォレンのケロイドを人種的特性とする説明は、原爆開発責任者であるレスリー・グローブズが、日本では食料や医療が不足し、組織的な対処ができなかったから被害が拡大したと説明していたのと共通している。このような人物が、米原子力委員会生物医学部の初代部長となり、米国放射線防護審議会(NCRP)および国際放射線防護委員会(ICRP)委員、そして UNSCEAR のアメリカ代表として、放射線の人体に対する影響研究に強力な影響力をもっていたのである。

一方、これまで何度か触れた米代表のアイゼンバッドは、プロジェクト・サンシャインのために ABCC を通じて人骨を入手する一方で、広島・長崎の被爆者研究については、UNSCEAR の範疇外であると明言していた。1956 年 10 月、UNSCEAR の第 1 回会合がニューヨーク国連本部で開催された。その約 2

¹⁷ 杉原芳夫「病理学者の怒り」所収、山代巴編『この世界の片隅で』(岩波書店、1965 年) 90-92 頁。

カ月前の8月3日、ABCCの小児科医のロバート・ミラーは、アイゼンバッド宛に以下のような書簡を送っていた¹⁸。

親愛なるアイゼンバッド氏：

F.オウイング博士は UNSCEAR への抜き刷りの配布についてあなたに意見を聞くため連絡するよう勧めてくださいました。私たちには、『放射線研究』1956年5月号に掲載された、ロバート・ウィルソンの論文「広島・長崎の核放射線」の200部の抜き刷りが手元にあります。その1部を同封します。また『小児科』1956年7月号に掲載された私の論文「広島原爆による若者の被爆の10年以内に発生した晩発的影響」の抜き刷りをもうすぐ受け取ることになっています。国連を通じてこれらの論文のいずれかの抜き刷りの配布を希望されますか？

敬具

ロバート・W.ミラー

¹⁸Letter from Robert Miller, ABCC to Merrill Eisenbud, NYOO on August 3, 1955, File: Bone Sample Analysis by AEC-NYOO, File: Bone Sample Analysis by AEC-NYOO, Series 3: ABCC Program Components, 1947-1973. Series contains records of ABCC Study Programs. Includes correspondence, memoranda, project outlines, reports, and other materials. Approximately 81 linear feet. Atomic Bomb Casualty Commission, 1945-1982, National Academy of Science, Washington, D. C.

原爆被爆者に関する晩発的な影響に関する論文や、若者への健康影響に関する論文を、UNSCEAR 総会で配布することを求めたミラーへの書簡に対して、アイゼンバッドは以下のような返事を出した¹⁹。

親愛なるミラー博士

ロバート・ウィルソンの論文やあなたの 1956 年 7 月の論文が UNSCEAR に適切かどうかについて尋ねられた 8 月 3 日の手紙を受け取りました。この委員会は兵器による放射性物質のグローバル・フォールアウトや産業被ばくで起こるタイプの低線量放射線の問題に関心があります。したがって、あなたの提出された報告書は現在の時点では、委員会の関心の範疇を超えています。

ご関心を寄せていただいたことに感謝しますし、準備ができましたらあなたの報告書を個人的にいただきたいと思えます。敬具

メリル・アイゼンバッド 所長

アイゼンバッドによれば、UNSCEAR の関心領域は、低線量被ばく問題が中心であり、「広島・長崎の被爆者研究は範疇ではない」というのだ。米原子力委員会は人骨を入手するなど、米原子力委員会の研究にとって都合の良い時には ABCC を利用する一方、広島や長崎で実際に起きている健康影響や乳幼児、若者に対する晩発的な影響など、米国の核戦略に不都合な研究成果は、国際的な会議で配布することを阻止した。そこに、アイゼンバッドら米代表の政治的意図と UNSCEAR の政治性が見て取れる。

(2) 軽視された広島・長崎のフォールアウト（放射性降下物）

アイゼンバッドが「広島・長崎の被爆者研究は範疇ではない」とみなしたのにはどのような背景があるのだろうか。そこには、ビキニ環礁などの核実験とは異なり、広島・長崎におけるフォールアウト（放射性降下物）は軽視できるという言説が、当初から米国内に浸透していたことが考えられる。1948 年末

¹⁹Letter from Merril Eisenbud, NYOO to Robert Miller, ABCC, ibid.

に、元マンハッタン計画医学部門責任者のスタッフォード・ウォレンは次のように説明している²⁰。

日本の二つの都市で起こったような、上空での原爆の爆発は、爆風によって破壊し、爆風やガンマ線・中性子線の放射によって殺傷する。危険な核分裂物質は垂成層圏にまで上昇し、そこに吹く風によって薄められ消散させられる。都市は危険な物質に汚染されるわけではなく、すぐに再居住してもさしつかえない。

マンハッタン計画副責任者のトーマス・ファーレルは1945年9月6日、東京の帝国ホテルで連合国の海外特派員向けに「広島・長崎では、死ぬべき者は死んでしまい、9月上旬現在において、原爆放射能のために苦しんでいる者（原爆症患者）は一人もおらず、従って原爆放射能の後遺障害などあり得ない」とする声明を出した。ファーレルは、総勢11人の科学者を引き連れて広島入りし、再び帰京すると9月12日に再び記者会見を開いた。その席上、原子爆弾が空中高い位置で爆発したため、「広島に放射線はない」と再び、放射能の影響を強く否定した²¹。原子爆弾が上空高くで爆発した場合、放射性物質がゆっくりと地上に落ちてくる過程で、放射能は薄く広く広がり無害化するというのである。

この声明を出すに当たってファーレルに助言した人物こそが、スタッフォード・ウォレンであった。

米原子力委員会はこの見解を維持し続け、ビキニ水爆被災による「死の灰」が明るみになった約1年後の1955年2月15日にも、次のような声明を出している。

²⁰ *Medical Radiography and Photography* [Eastman Kodak Company Rochester, N. Y. vol. 24 no. 21948]

²¹ *New York Times*, September 13, 1945.

「高威力核爆発の影響」1955年2月15日

空中爆発による降灰

爆弾が空中で爆発して、火焰体が地表に接触しない場合には、爆弾内で発生した放射能は爆弾の外被自体から生じた固形粒子及びたまたま空中にあった塵だけに凝集する。地表から吸い上げられる物質がない場合には、これらのものは爆弾から発生する水蒸気および空中の塵に凝集して最も小さな粒子だけを形成する。これらの微小な物体は、数日間、あるいは数カ月にわたって、きわめて広範な地域——おそらく全世界に及ぶであろう。

しかし、これらの物体はきわめて緩慢に落下するのであって、その結果、地表に到達するまでにはその大部分のものが大気中に消散して無害なものとなり、残存する汚染は広く分散される。

しかし、爆発が地表もしくは地表近くで爆発し、火焰体が地表に接触した場合には、大量の物質が爆弾雲のなかに吸い込まれるであろう。

このようにしてできた粒子の多くのものは、重いために、まだ強烈な放射能をもっているうちに急速に降下する。その結果、比較的局限された地域が放射能によってきわめて強く汚染され、これよりもはるかに広い地域でも、ある程度の危険が生じることになる。これら大型の重い粒子は緩慢に広範な地域にわたって浮動するのではなく、急速に降下するために、大気のうちで消散して無害になる時間もなく、また風によって分散される時間もない。

広島・長崎の場合の放射性降下物を軽視する姿勢は現在も続いている。原爆症認定などに使用されている被爆者が浴びた被ばく線量を測る手段として主にDS86(現在DS02に改訂)が使用されている。放射線被爆者医療国際協力推進協議会編『原爆放射線の人体影響1992(要約版)』によると、被ばく線量(T65とDS86)とは次のように説明されている。

被爆者個々人の浴びた放射線量をできるだけ正確に推定するシステムとして長年T65Dが用いられてきたが、現在使用されているのはDS86である。T65D線量推定方式は、長崎型原爆を用いて米国ネヴァダ州で行われた実験データに基づき、1965年に爆心からの距離や遮蔽物の透過率などをパラメ

ーターとして計算する公式としてつくられた。一方、1986年につくられた DS86 は、より詳細に計算するために放射線が各臓器に到達するまでの諸過程を、物理的素過程に基づいて計算コードに組み立てたものである。

つまり、もともとは核実験から得られたデータを元に被ばく線量が決められており、DS86 に至っても、外部から内臓まで到達することによって起こる外部被ばくのみが計算され、放射性物質を内部に取り込むことによって起こる内部被ばくは計算されていない。さらに DS86 翻訳事業会『原爆線量再評価広島および長崎における原子爆弾放射線量の日米合同評価第一巻』（1989年）によると「測定の正確性に影響する多くの要素は、原爆投下後 40 年たっても良く知られておらず、したがって被爆線量測定は、おおまかな近似にならざるを得ない。一般的に、被爆率の測定は風雨の影響がある以前に速やかに測定されなかったし、その後の風雨の影響を明らかにしたり、放射能の時間分布を与えるのに十分なほどくりかえされなかった」と述べられているように、DS86 においては、残留放射線の影響は明らかではないことが説明されている。

したがって残留放射線の影響について DS86 を当てはめるのは、本来科学的なあり方ではないはずであるが、国側は DS86 や DS02 等を唯一の科学的集大成として依拠してきた。初期放射線についての集大成ともいえる DS86 での基準では、原爆投下時に広島に所在していなかった人々にまで、放射線による急性症状、また現在放射線に起因することが考えられるあらゆる症状を説明することができない。

さらに現在も、1945 年 9 月半ばの台風後に計測されたマンハッタン管区調査団残留放射線調査の値がそのまま通用しているのであるが、ABCC 内部の科学者であるウッドベリーが当時その可能性を指摘していたように、原爆症認定訴訟の原告側証人である矢ヶ崎克馬琉球大学教授も「このような状況では、放射性降下物の埃、放射性降下物の含まれている水たまり、放射性降下物の積もっている地表、草木の葉、などは、暴風雨洪水により跡形もなく洗い流されていると判断するのが常識的です」と意見書で DS86 の問題性を指摘している。また原爆投下当時に広島・長崎にいた人々も、とりわけ 9 月の台風によって残留放射線が洗い流されるまで、継続的に放射線の影響を受けていたことが考

えられる。また 1950 年以降の残留放射線調査で示唆されるように、その後も影響があった可能性があるのである。

1950 年代当時、もし体系的な調査が着手されていたら、また被害者救済を目的とした日本政府による調査が行われていたとしたら、残留放射線の影響に関する情報が埋もれてしまうことはなかったであろう。

しかし、広島・長崎の原爆とは、市内に救済に来た人々まで影響をおよぼす、計り知れない兵器であることが、被爆者の証言によってようやく現在明らかになりつつある。また空中高く爆発した広島・長崎でさえも、残留放射線の影響が深刻であるとしたら、地上近く爆発した場合やさらに大規模な核兵器、さらには被ばく地域に住む人々にもたらす放射線の影響は、より深刻なことが予測される。

残留放射線の影響がなかったことについては、いまだに科学的証明がなされていないし、歴史的にたどると調査も充分には行われてこなかった。その一方で被爆者の具体的証言に見られるように、1950 年代に注目されていた調査である、原爆投下時に市内にいなかったにもかかわらず、典型的な放射線による急性症状を起こしている人々がたくさんいるのである。残留放射線による調査が充分行われないうまま、それが消された「核の空間」ができあがっているといえよう。その結果、核兵器とは「瞬間」だけでなく、国際法の禁じているあとあとまで「人々に苦しみを与え続ける兵器」であるという認識、そして「毒ガス」以上の兵器であるというイメージが薄まる結果となっている²²。

実際現在も厚生労働省は「残留放射線」について次のように説明している。

また、初期放射線の他に、「残留放射線」もありましたが、原爆投下時から放物線状に急速に減少し、短期間でほとんどなくなりました。長崎では爆心地から 100m 地点での初期放射線量は約 300 グレイでしたが、原爆投下 24 時間後には 0.01 グレイ（3 万分の 1）まで減少したとされています。こ

²²高橋博子「特集核の空間：原爆投下 1 分後——消された残留放射線の影響——」『アメリカ研究』（2008 年 42 巻 p.1-19）

https://www.jstage.jst.go.jp/.../42/0/42_1/pdf/-char/en...

の残留放射線があったことを考慮して、原爆投下時には市内にいなかった入市者にも、幅広く被爆者健康手帳が交付されています。

これらの放射線量は、戦後 60 年間にわたる専門家達の研究によって得られた唯一の成果である「DS86」及び「DS02」に基づいています。残留放射線についても科学者が被爆地の土や建築資材などを採取して調査してきたデータに基づいているのです。科学的検証に基づいた最も信頼できるデータによっているのであり、原爆の威力を過小評価しているということではありません。原爆による死者は広島では約 14 万人、長崎では約 7 万人とも言われており、原爆の殺傷力、破壊力が甚大であることは間違いのない事実です。また、最新の核兵器の威力は、64 年前に世界初で開発された広島・長崎型の何万倍にもなり、広島・長崎に投下された原爆の何百万倍もの放射線を放出する恐るべき兵器であり、このような核兵器を世界中から廃絶すべきであることには変わりがないのです。」（厚生労働省サイトより
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/15e.html>

このように DS02 などを用いて残留放射線までも説明する日本政府だが、そもそもこの線量推定の元となった研究機関である ABCC を引き継ぐ放射線影響研究所はどのような見解を持っているのだろうか。

2022 年 10 月 12 日、NBC 長崎放送は「続いていた米軍の長崎原爆残留放射線調査被爆体験者の救済につながるか」という特集放送で、ABCC で隠し持ってきた広島・長崎の残留放射線研究についての史料についてのコメントの際、放射線影響研究所は次のような見解を示した。

【開示資料に対する放影研の見解】

当研修所における広島、長崎の放射線量推定は 1986 年の DS86 線量推定方式によって初めて緻密に規定されました。しかし、残留放射線に関しては把握できないことが多く、放影研はこれについてはっきりとした線量推定の基準を持ち合わせておりません。

つまり、放射線影響研究所すら残留放射線の線量推定の基準がない、と言っているのに、日本政府は DS86、DS02 を唯一の成果、として残留放射線の説明している。日本政府はそもそも残留放射線や内部被ばくを測れないものさしで、原爆・核実験・原発による犠牲者を切り捨ててきた。日本政府は、被ばく者切り捨て政策をやめ、過去にさかのぼって賠償するべきである。

(3) 国際機関における被ばく研究の一元化

UNSCEAR は 1958 年、米核実験の一環として実施された「プロジェクト・サンシャイン」の結果をはじめ、子どもへの内部被ばくの影響も含めた報告書をまとめた²³。それによると、「(死産の場合を除外した) 5 歳以下の子どもたちの骨から計測された「ストロンチウム 90」の平均値は、カナダで 1.5SU²⁴ (1956 年～1957 年)、英国で 1.15SU (1957 年)、米国で 0.667 SU (1956 年～1957 年)、ソ連で 2.3SU (1957 年後半) であった。臨月の胎児にも、5 歳以下の子どもたちと同様に「ストロンチウム 90」の含有量が確認されている。このことは、死産の子どもの平均値が 0.55SU (42 例) とのイギリスの結果によっても示されている。妊娠後期の「ストロンチウム 90」の濃縮は、母親の血液に直接関係しており、食糧の汚染が増えるにしたがって、この濃縮は増えるであろう。」と記載されていた。「ストロンチウム 90」などにより、5 歳以下の子どもや、母親の血液を通じて胎児が内部被ばくしていることが判明したのである。核実験当局者たちは、「プロジェクト・サンシャイン」において、とりわけ子どものデータを得ようとしていたように、成長の早い子どもたちや胎児の間で、放射性降下物による内部被ばくの影響が強く現われることを認識し、それを前提として調査していたのである。UNSCEAR において、もし広島・長崎の子どもたちへの影響を指摘する論文が国際的にも共有されていれば、低線量被ばく・内部被ばく・残留放射線の影響について重視する議論が高

²³Report of the United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation, General Assembly Official Records: Thirteenth Session Supplement No.17 (A/3838 (New York, 1958, p.12

²⁴1SU は 1pCi/g

まっていた可能性がある。しかし、これらの調査結果は、国際的に広く共有されなかった。

UNSCEARが1958年の報告書を出し、ICRPが勧告を出した後、スウェーデンの放射線防護研究者で、ICRPの議長をしていたロルフ・シーベルトが私的に招集した形で、スイスにおいて国際会議を主催した。ICRP、UNSCEAR、国際原子力機関（IAEA）、国際放射線単位委員会（ICRU）、国際放射線会議（ICRP）、ユネスコ（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、食糧農業機関（FAO）、国際科学会議（ICSU）、国際標準化機構（ISO）などの国際機関が一堂に会し、放射線被ばく研究が、核開発の推進にマイナスとならないよう一元化するよう方向づけられた²⁵。

その後の1959年5月8日には、IAEAとWHOの間に「IAEA-WHO協定」が結ばれ、「世界保健機関は、とくに国際原子力機関が全世界の原子力平和利用の研究開発と実用化を促進、支援および調整する一義的責任を負う」ことが定められた。本来、WHOは健康被害の実態解明調査を担う国連機関であるべきだが、IAEAと歩調を合わせ、とりわけ原子力発電推進のために、被ばく影響を重視した調査を抑え込む体制が敷かれていったのである²⁶。

中川保雄によると、さらに米国では、アイゼンハワー大統領は放射性降下物に対する世論の批判を意識して、放射線安全問題の所管を公衆衛生局に移そうとしたが、米原子力委員会と原子力産業の反対にあって、その代わりに連邦放射線審議会（FRC）を1959年8月に発足させた。中川はその目的として「核実験によるフォールアウトに対する国民の不安を解消するために、政府が新しい手を打ったこと示しながら、わずかな放射線被ばくは問題にしないで国民は受け入れよ、と宣伝することであった」と述べている。

実際、連邦放射線審議会（FRC）の1962年の報告書では「結論」として次のように述べられている。

²⁵中川保雄『〈増補〉放射線被曝の歴史』（明石書店、2011年）89-90頁。

²⁶「資料国際原子力機関と世界保健機関との間の合意書（1959年5月5日、第12回世界保健総会にて批准 WHA12-40）」所収、ミシェル・フェルネクス、ソランジェ・フェルネクス、ロザリー・バーテル（竹内雅文訳）『終わりのない惨劇：チェルノブイリの教訓から』（緑風出版、2012年）206-211頁。

"結論

核実験による放射性降下物によって、どのような健康被害が引き起こされるのか、確実なことは言えない。白血病やがんなどの他の影響は、より推測的であり、まったく起こらないかもしれない。これらの生物学的悪影響は、核実験とはまったく関係なく発生するものであり、核実験によって追加的に発生する可能性のある症例は、その数に比べればごくわずかである。私たちは、1961年までの核実験によって、健康への悪影響の通常のリスクが少し増加したと結論づける。

"放射性降下物の影響は事態は認めるが、ごくわずか"、という宣伝を行ったのである。同報告書は核実験による放射性降下物（Radioactive Fallout From Nuclear Weapons Testing）について説明している米環境省のホームページ²⁷に現在も掲載されている。

4 日本政府の立場

(1) ビキニ水爆実験と日本政府の行動

それでは UNSCEAR 発足のきっかけとなったビキニ水爆被災をめぐって、日本政府はどのような行動を取ったのであろうか。

日本政府は 1955 年 1 月 4 日、米国から対外工作本部の資金 200 万ドルを受領することによって、漁獲マグロなどの調査を打ち切り、ビキニ水爆被災問題を経済問題として「完全決着」させた。その一方で日米両政府は、核の平和利用である原子力発電推進のために協力関係を築いて行った。日本政府としても放射性降下物の影響に対する不安を払拭し、「核の平和利用」を進めることで、核への反発を抑え込む政策に大きく舵を切ったのである。

²⁷ EPA: "Radioactive Fallout From Nuclear Weapons Testing"

https://www.epa.gov/radtown/radioactive-fallout-nuclear-weapons-testing?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTEAAR0r2RLdbK61_-RXcGG3SfEe16vn4TeAYs_Vnbha3-lsBoSjR6PGpC2vKD0_aem_gtZep7_V8hs5thgXCYJMPfg

https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-05/documents/fre_rpt3.pdf (Accessed August 28, 2024)

当時、駐米日本大使館科学担当書記官であった向坊隆は、日本政府が日米原子力協定を締結するために尽力した。また向坊は、マグロの対米輸出を再開するために、米原子力委員会に基準の緩和を求めた。しかし米原子力委員会側は、輸入基準はアメリカ食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）の管轄だから緩和できないと拒否した。ツナ缶用マグロの対米輸出に向けて奔走した向坊隆は、1968年、広島・長崎の健康影響に関する「専門家」として国連に「専門的知識」を提供していた。それがどのような「専門的知識」だったのか。長年、被爆医療に携わり、自身も被爆者である肥田舜太郎医師の証言が残っている。

肥田が1975年、被爆者救済を訴えるために国連を訪れたところ、国連にはすでに、『広島・長崎の原爆の医学的影響について』と題する日米共同の報告書が提出されていて、被爆者救済には対応できないとの回答を受けた。報告書には、1968年の時点で、「原爆の影響と思われる病人はもう一人もいない。死ぬべき者は全部死んだ。従って広島・長崎の被爆者に関する医学問題は、現代日本には全く存在しない」と書かれていたという²⁸。

実際、1968年に出された国連の『核兵器白書』（鹿島平和研究所訳、向坊隆監修）では、広島・長崎の原爆については、次のように説明する。

²⁸ 肥田舜太郎・大久保賢一『肥田舜太郎が語る 今どうしても伝えたいこと』（日本評論社、2013年）

広島での死者のうち、約 4 万 5000 人は爆発の行われた日のうち死亡した。その後四ヶ月間に約二万人が創傷、火傷および放射線の効果により死亡した。救助作業の従事中に受けた誘導放射能の結果、死亡したものもあるとみられるが、その数については資料がない。広島での医療機関は大部分が被爆地内にあり、したがって治療方法は標準よりはるかに低いものであった。困難は薬品、器材の不足、医師の手不足ではなはだしく高められた。爆発の直接効果をまぬかれて生き残った人々にとって、即時に必要なであった医療に次いで、最も困難になったのは、給水、住居及び食料の問題であった。電力網は最初は送配電線の損害、次いで取り付けてあった構造物の破壊によるスイッチや変圧器の損傷のため、ひどく損害を受けた。即死しなかった人々に対して、これらの困難は、彼らの受けた惨害の深い心理的效果と重複して大きな影響を残した。爆発後、二〇年を経てもなお、放射線障害への過敏性が人々の間に残っており、その結果原子力発電所の設置について、住民の同意を得るのに支障をきたしている（6-7）。

また、「広島・長崎の爆発はいずれもかなり上空であったことから、両市にいちじるしい局地的フォールアウトはなかったことである」、と説明している。

放射線被ばくによる影響を過小評価し、その後のインフラの消失によって被害が拡大したとし、心理的影響を重視するこの説明は、マンハッタン計画の責任者であるグローブズ少将の説明を彷彿とさせる。彼は 1946 年 5 月 24 日、陸軍省防護建築委員会前で次のように発言した。

日本では防空壕にいた人々は全く安全であった。彼らは全くけがしなかった。

人々が放射能によって死亡したり大けがをするのは偶然であった。比較的少数がそのようにして負傷したと思われる。おそらく約 20 万人の全死傷者のうち、多分 5 パーセントがそうであったろう。それが何人であったかはわからない。探し出す術がないのである。

もちろんあの影響は、3つの理由から、合衆国で起こりうるよりも被害が拡大された。第 1 に、日本人は適度な量の食料が不足していたため身体的に衰弱していた。第 2 に、彼らは本当の医療を受けていなかったし、医療活動はすべて無くなっていたといえる。第 3 に、彼らは大惨事の際に組織的に対処する能力を持っていないのである。

『核兵器白書』に反映されている日米両政府の核兵器観では、直接被ばくを重視する一方で、その後の被害の拡大はインフラが整備されなかったこと、心理的な影響が大きいことを要因とし、それが、「放射線障害への過敏性」となって原発への理解が困難になったとしているのである。このような観点は、被爆した人々を助けることよりも、都市機能のインフラを整えることを「復興」とする、人なき復興神話といえよう。米政府・軍は広島・長崎の廃墟の光景を戦後積極的に見せてきたが、被爆し、その後も苦しむ人々の存在を隠してきた。

このように日本政府は、広島・長崎の被ばく問題や、ピキニ水爆実験の被ばく問題を訴える立場にありながら、被ばく者救済よりも、米国の核兵器開発戦略に寄った行動をとってきた。

(2) 放射線医学総合研究所と UNSCEAR

なお、報告書が国連に提出される前年の 1957 年、日本政府は、科学技術庁の附属機関として「放射線医学総合研究所（以下、「放医研」と呼ぶ）」を設立している。同研究所は、日本学術会議に放射線影響調査特別委員会の勧告を受けたものだ。そして、日本学術会議に対し、放射線医学総合研究所の設置を諮問したのは、原力委員会の初代委員長・正力松太郎だった。

正力は原発を日本に持ち込み、強力に推進した人物として、多くの論評が残っている。例えば、「週刊ダイヤモンド」1956 年 4 月 21 日号に掲載されたインタビューでこう語っている。²⁹

僕は、原子力が平和産業に重大な役割を果たすものだと知ったとき、まず感じたことは、日本人の原子力に対する考えを、何とかして改めねばということでした。広島、長崎のピカドンの思い出におびえ、ビキニの水爆実験の被害におののく日本人の気持ちが、もっと原子力を理解する方向へ向くようにしなければいけないと思いました。それで大臣就任の機会に、大いに原子力の平和的利用面を宣伝しようと決心したわけなんです。

正力は、日本社会における、核兵器や核実験へ対する不安を払拭と、核の平和利用の推進は車の両輪であったことを、臆することなく明言している。ビキニ水爆実験後に、正力が日本学術会議に諮問して、放医研を設立したのも、こうした背景があつてのことであつた。すなわち、太平洋における原水爆実験へ対する国際的な不安を封じ込める目的で設置されたという意味において、UNSCEAR も放医研も、設立目的は共通していた。「放射線医学総合研究所」50 年史第 4 章「国際機関」にも、放医研が、「放射線と人体の關係に焦点を絞った研究を行う世界的にもユニークな研究所」と説明した上で、「設立初期より UNSCEAR に協力し、また IAEA の各種会合にも専門家を派遣するなどして、国際機関にも協力してきた」と強調されている³⁰。日本の放医研

²⁹ダイヤモンド編集部 深澤 献：ダイヤモンド編集部論説委員「日本に原発を持ち込んだ正力松太郎「原子力恐怖の世論を一掃する！」『Diamond Online』、2021.8.18

<https://diamond.jp/articles/-/279599>

³⁰「放射線医学総合研究所 50 年史」

<https://www.nirs.qst.go.jp/publication/foundation/50th/pdf/3-04.pdf>

が、UNSCEARの一翼を担ってきたことは、同記念史の「UNSCEAR」の記述からもよくわかる。

日本政府は、福島第一原子力発電所事故後、放射線被ばくに関する晩発な健康影響、とりわけ小児甲状腺がんについては、国内で統一した報告書や見解を持たず、UNSCEARの報告書に全面的に依拠してきた。しかし、UNSCEARに情報提供を行ってきたのは日本の各機関であり、その取りまとめは、放医研が担ってきたのである。

国際連合原子放射線の影響に関する科学委員会（UNSCEAR）は、1955年に設立され、日本は当初より委員国となった。初代の日本代表は都築正男東大名誉教授であったが、当時発足したばかりの放医研の塚本憲甫所長が1960年よりUNSCEAR日本代表を後継し、それ以降、放医研の歴代所長がUN-SCEAR日本代表に就任することが慣例化した。これに伴い、UNSCEARに提出する資料のとりまとめや報告書ドラフトへの見解の取りまとめ等が、所外委員の協力を得て放医研内の委員会の事業として行われるのが慣例となった。この体制はしばらく続いたが、しだいに放医研の比重が大きくなってきた。

またUNSCEAR報告書の分量が大きくなるにつれて、事業としての負担が増加し、一方、放医研の内外でのUNSCEARに協力することの認識の違いなど問題点も出てきた。そこで2001年の放医研独法化を機会に、関係省庁とUNSCEAR国内対応体制の見直しが行われ、意見の取りまとめに関しては、放医研が原子力安全委員会より、国内の放射線影響研究の専門家による委員会（国連科学委員会国内対応委員会）の運営を委託される形になった。こうして2002年より国内対応委員会（及び同準備会）として、公式の裏付けのある体制が整った。すなわち放医研が事務局として、日本全国の100名余りのコレスポンディングメンバーの協力を得つつ、UNSCEARに提出する資料のとりまとめ、報告書ドラフトへの見解の取りまとめを行い、UNSCEARに学術的な貢献をし、大きな存在感を示すようになった。

では UNSCEAR と繋がり深い人物たちは、これまで、どのような振る舞いをしてきたのであろうか。たとえば、「UNSCEAR2020/2021 報告書」を取りまとめている期間（2017 年～2019 年）、UNSCEAR 日本代表に就任していた放医研理事の明石真言氏は、2003 年に始まった原爆症認定をめぐる集団訴訟で、被告・国側の立場で意見書を書き、証人として法廷に立ってきた。こうした明石氏の姿を見てきた被爆者は、こんな手記を残している³¹。

私が、一番腹がたったのは明石真言氏の証言です。放医研の役職をもった人ですが、国側の証人になって出てきて、被爆後頭髪が抜けたのは神経のせい、下痢をしたのは衛生状態が悪かったんだと、法廷で繰り返しました。明石証言は 2008 年の 3 月なんですけど、これらの主張は 30 年近く前の松谷訴訟の時から国側が言っていることです。その後の裁判で最高裁にまで否定されているのに、繰り返し繰り返し同じことを言って、全然反省していません。彼は被ばく直後に行われた東大や京大、その他の大学の調査団がまとめあげた調査報告も、これは信用できないと平気で言う。その明石氏が今では福島原発で放射能の影響を否定する側で活躍しています。ああいう人をいまだに国の主要な証言者のスタッフに入れているというやり方は、国側の被爆被害に対する姿勢を露骨に表しているものだと思います。本当に腹立たしい。

このように、米国原子力委員会の意向に影響を受けた国際機関も、日本の機関も、そして研究者も、放射能による被ばく健康影響を過小評価し続けてきた。

一方、歴史を振り返ると、被ばく影響を過小に扱ってきた政府や科学者の姿勢を正してきた存在がある。それは司法である。

ビキニ水爆被災の翌年、東京地裁などに 1955 年 4 月 27 日に提訴された原爆裁判に対する判決が 1963 年 12 月 7 日に下された。原爆裁判判決では、「原子爆弾のもたらす苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではな

³¹東京原爆症認定集団訴訟を記録する会編『原爆症認定訴訟が明らかにしたこと—被爆者とともに何を勝ち取ったか』（明石書店、2012 年）

く、このような残虐な爆弾を投下した行為は、不必要な苦しみを与えてはならないという戦争法の基本原則に違反しているということができよう」と述べられている。また「被爆者が十分な救済策をとられなければならないことはいうまでもないが、それは裁判所の職責ではない。政治の貧困を嘆かざるを得ない」と、被爆者救済の政治の責任を問うている。

この原爆訴訟が提起された当時、まだ被爆者にたいする援護策はなかった。1963年の東京地裁の判決では、原告の請求を棄却したものの、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」とし、「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法府および内閣の責務である。」と述べた。この訴訟の最初から携わり判決を下した判事は、NHKの連続ドラマ小説「虎に翼」の主人公のモデルとなった三淵嘉子である。

同裁判では原告側は以下の1945年8月10日に出された日本帝国政府による抗議文を資料として出した。

日本帝国政府米機の新型爆弾による攻撃に対する抗議文

昭和20年8月10日

「そもそも交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものにあらざること及び不必要の苦痛を与うべき兵器、投射物その他の物質を使用すべからざることとは戦時国際法の根本原則にしてそれぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書陸戦の法規慣例に関する規則第22条および第23条(ホ)号に明定せらるる所なり。米政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガスないしその他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の世論により不法とせられおれりとし対手国側においてまずこれを使用せざる限りこれを使用することなかるべき旨声明したるが米が今回使用したる本件爆弾はその性能の無差別かつ残虐性において従来斯る性能を有するがゆえに使用を禁止せられおる毒ガスその他の兵器を遥かに凌駕しおれり。米は国際法および人道の根本原則を無視して既に広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を

実施し来り多数の老幼婦女子を殺傷し神社、仏閣、学校、病院、一般民家等を倒壊または焼失せしめたり。而して今や新規にしてかつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性、残虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪悪なり。帝国政府はここに自らの名においてかつまた全人類および文明の名において米国政府を糺弾すると共に即時斯る非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す。

抗議文の中で言及されている、ハーグ陸戦法規とは以下の通りである。

ハーグ陸戦法規

第二二条[害敵手段の制限]交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス。

第二三条[禁止事項]特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノノ左ノ如シ。

イ毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ敵国又ハ敵軍ニ属スル者ヲ背信ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト

ハ兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尽キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ助命セサルコトヲ宣言スルコト

ホ不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ軍使旗、国旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジェネヴァ」条約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト

ト戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト

チ对手当事国国民ノ権利及訴権ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

交戦者ハ、又对手当事国ノ国民ヲ強制シテ其ノ本国ニ対スル作戦動作ニ加ラシムルコトヲ得ス。戦争開始前其ノ役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ。

判決文では実際、初期放射線のみならず残留放射線についても以下のように説明している。

第三の、そして最も特異な効果は、**初期放射線と残留放射能**とによるものである。**原子爆弾の爆発後1分以内に放射される放射線は、中性子、ガンマ線、アルファ粒子及びベータ粒子より成り、初期放射線と呼ばれる。**そのうちガンマ線と中性子線とは長距離の飛程を有し、これが人体に当たるとその細胞を破壊し又は損傷を加え、放射線障害を生ぜしめて原始病（原爆症）を発症させる。原子病は人間の全身を衰弱させ、数時間後ないし数週間後に人を死亡させる病気であって、幸いにして生命をとりとめてもその回復には長期間を必要とする。その他放射線の照射によって、白血病、白内障、子供の発育不良等を生じさせ、その他身体の諸器官に種々の有害な影響を与え、遺伝的にも悪影響を生じさせる。

次に**爆発してから1分以降に、主として爆弾の残片から放射される放射線は、残留放射線と呼ばれるが、これらの残片は微粒となって大気中に広く拡がり、水滴に付着して放射性の雨を降らせ、或いはいわゆる死の灰となって地上に舞い降りる。**この放射線の人体に及ぼす効果は、ほぼ初期放射線と同様である。

そして「原子爆弾のもたらす苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではなく、このような残虐な爆弾を投下した行為は、不必要な苦しみを与えてはならないという戦争法の基本原則に違反しているということができよう」、と述べ、また「原子爆弾の加害影響力は、旧来の高性能爆弾に比べて著しく大きく、しかも不必要な苦痛を与えることも甚だしく、その上その投下が無差別爆撃となることも必至であつて、極めて残虐な害敵手段である」とし、「原子爆弾の投下は、当時日本国と交戦国の関係にあつた米国によつてなされた戦闘行為であるが、それは**当時の実定国際法（条約及び慣習法）に反する違法な戦闘行為である**」とはっきり述べている³²。

また1988年9月、長崎の爆心地から2.45キロで被爆した松谷英子さんが長崎地裁に提訴した原爆松が谷裁判では、長崎地裁は、「原告の治癒能力が原

³² （原爆判決（原爆裁判、下田事件、下田判決）東京地方裁判所昭和38年12月7日判決出典：下級裁判所民事裁判例集第一四卷第一二号（二六一損害賠償請求併合訴訟事件）41-84頁 <https://bluemilesjp.jimdofree.com/原爆判決/>）（2024年8月28日閲覧）

子爆弾の放射能の影響を受けている」、また「DS86と閾値理論だけで、放射能の影響を否定することは科学的でない」として原告勝訴の判決を下し2000年7月に最高裁は国の上告を棄却。判決は確定した。

この後、2003年以降、全国で一斉に起こされた原爆認定集団訴訟では、国は、明石氏らの意見書を提出して、原告は被ばくしていないとする主張を繰り返したが、裁判所はこれを認めず、国は19連敗した。また、2012年に広島で提訴された「黒い雨」裁判でも、国は、原告の被ばくを否定したが、裁判所は原告全員を「被爆者」であると認めた。このように、一見高度な解析手法を用い、権威をまとった「科学者」に対し、裁判所は中立性・公平性を保ち、冷静な判断を下し、決着を見てきたのである。被ばく問題にとって、日本の司法が歴史的に果たしてきた役割は非常に重いということを付記しておく。

5 結語

原爆裁判において国際法に違反すると判決を重視するどころか、残留放射線・内部被ばくの影響を戦後一貫して過小評価してきた日本政府こそが、国家安全保障に科学を利用してきたのであり、一人一人の人間に起こる放射線による被害を軽視してきた。

その日本政府は、核戦略や核開発を背景に生まれた国際機関 UNSCEAR の報告書を使用して、原発事故による放射線の影響を過小評価するが、これは、原発は推進しつつ、残留放射線・内部被ばく問題を切り捨ててきた日本政府の国策を踏襲したものと言える。UNSCEAR 報告に基づく「影響がない」とする見解については、米国歴史学者の立場から、中立・公正とは言えず、人権・医学・倫理的観点からは根源的な問題があると考えられる。

人を救うための研究の蓄積ではなく、核戦略や核開発の下にある「科学」の限界は明確である。実際に被ばくの影響が顕著な成長期の子どもたちに起こったことを、このような「科学」の下でなかったことにすることはあまりにも非人道的である。原爆裁判では、「戦時国際法」に照らして国際法違反だとしている。現在はましてや戦時でもなく、日本国憲法の下、基本的人権と個人の尊重が守られるべきなのである。これまで影響を受けてきた子どもたち、そしてこれからの子どもたちの命と成長を守るための判断を求める。